

## 西東京市健康応援団事業実施要綱別表に規定する市長が定める基準

西東京市健康応援団の登録等に関する要綱（平成26年7月11日付26西市健第439号西東京市長決裁）別表に規定する市長が定める基準を次のとおり定める。

### 第1 健康把握

- (1) 市内において、市民の健康増進・予防に関し、公益的な事業を実施している団体
- (2) 市民等を対象に健康に関する講演会等を開催している事業者又は団体（ただし、特定商品の購入等、営業・販売目的で行うものは除く。）
- (3) 独自にピンクリボンキャンペーン（乳がん撲滅）等の啓発活動を実施している事業者又は団体
- (4) 自らが発行する機関紙・広報誌等に健康づくりコラムを掲載している事業者又は団体
- (5) 店内において禁煙・分煙対策を講じており、かつ、「受動喫煙の防止」に関する普及啓発を明示している事業者
- (6) その他健康に関する情報を住民に広く周知する活動を行っている事業者又は団体

### 第2 食・栄養

次の各号のいずれかを実践している事業者

- (1) 「朝食応援」メニュー  
午前9時までに、主食・主菜・副菜のそろった朝食限定の定食又はセットメニューを提供し、かつ、朝食を摂ることの大切さを店内に明示していること。
- (2) 「野菜たっぷりメニュー」  
定食・ランチ等（単品含む。）で1食あたり野菜の使用量が120グラム以上のメニューを提供している（野菜を摂ることの大切さを明示していること。）
- (3) 「ヘルシーメニュー」の公開  
社員食堂やお弁当、料理教室等の「ヘルシーメニュー」をホームページ等で広く公開している（単に商品の販売、勧誘等を主目的にしているものは除く。）
- (4) 「栄養成分」の公開  
メニューの栄養成分表を市民に公開すること（栄養成分をどのように調査しているか、調査方法まで公開していること。）
- (5) 「ヘルシーオーダー」  
次のいずれかに対応していること。  
ア 顧客の注文に応じて主食の量を減らすことができる（必ず小盛り等の少量メニューがあること又はそのような注文が可能なことを明示してあるこ

と。)

イ ドレッシング等の調味料を、カロリーや塩分に配慮したオーダーの提供ができる(そのような注文が可能なことを明示してあること。)

(6) 「バランスメニュー」

定食又はセットメニューで、主食、主菜、副菜がそろっており、それぞれが別の皿に盛られており、かつ、バランスよく食事をとることの大切さが、明示されていること(ただし、同一の皿に盛られていても、主食、主菜、副菜がそれぞれ独立した料理である場合も含む。)

2 「共食会」、「会食会」等の企画運営又は開催をしている団体

3 その他「食・栄養」に関し、市内地域において普及啓発等を実践している事業者又は団体

### 第3 運動・スポーツ

(1) 総合型地域スポーツクラブ(地域住民に開かれた「公益」を目指した、経営意識を有する非営利的な組織)

(2) 市民向け「スポーツ教室等」の開催を行っている事業者又は団体(地域における社会貢献活動の一環として行うものに限る。)

(3) 地域スポーツクラブ(少年野球、サッカー、ダンス等のクラブで地域を中心に活動している団体)

(4) 「歩く(歩こうサポート)」ことの重要性を普及啓発している事業者又は団体

(5) その他「運動・スポーツ」に関し、市内地域において普及啓発等を実践している事業者又は団体

### 第4 ころ・休養

(1) 子育ての不安や悩みの解消を目的に活動している団体

(2) 地域におけるコミュニケーションの向上等、地域での支え合いを目的に活動している団体

(3) ライフワークバランスの先進的な取組を実践している事業者・団体

(4) 質の良い睡眠の啓発や休養の重要性に関し普及啓発を行っている事業者又は団体

(5) その他「ころ・休養」に関し、市内地域において普及啓発等を実践している事業者又は団体

### 第5 学び・創造

(1) 定期的に健康教育・講座を提供している事業者又は団体(営利目的でないものに限る。)

(2) 図書館での「読み聞かせの会」等、家庭で実践できる取組の普及活動を行っている団体

(3) 社会参加、趣味活動を促すための取組を行っている団体

## 第6 その他

第1から第5までに掲げるもののほか、市民が主体的な健康づくりに取り組むための支援活動を行っている事業者又は団体

### 附 則

この基準は、平成26年7月15日から施行する。